

参考資料

任意の構造計算適合性判定に関する技術的助言

国住指第 1331 号

国住街第 55 号

平成 19 年 6 月 20 日

各都道府県知事殿

国土交通省住宅局長

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の
施行について（技術的助言）

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号。以下「改正法」という。）、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 19 年政令第 49 号。以下「整備政令」という。）、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（平成 19 年国土交通省令第 13 号。以下「第 1 次改正省令」という。）、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成 19 年国土交通省令第 66 号。以下「第 2 次改正省令」という。）並びに確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号。以下「指針告示」という。）その他関連する国土交通省令・告示は、いずれも平成 19 年 6 月 20 日（第 2 次改正省令中、指定道路に関する情報管理の適正化に係る部分については平成 22 年 4 月 1 日）から施行されることとなった。

改正法、整備政令、第 1 次改正省令、第 2 次改正省令、指針告示等のうちこれらの法令による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「基準法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「基準法施行令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「基準法施行規則」という。）及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「指定機関省令」という。）並びに建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「士法」という。）及び建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号。以下「士法施行規則」という。）に関する部分の運用について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴職指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 建築確認・検査の厳格化について

(中略)

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第5条又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条の規定に基づく認定を受けた建築物については、基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたものとみなされるため、建築確認の手続の一環としての構造計算適合性判定についても不要となるが、これらの規定に基づく認定の申請を受けた所管行政庁においては、構造計算適合性判定制度が導入された趣旨にかんがみ、従前の認定のための審査に加え、構造計算適合性判定に準じた審査を行うなど適確な運用を図られたい。

国住政第75号

国住生第291号

国住指代4550号

国住街第216号

平成21年2月24日

各都道府県住宅・建築主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅政策課長

住宅生産課長

建築指導課長

市街地建築課長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に向けた準備について（技術的助言）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）は、平成20年12月5日に公布されたが、平成21年2月16日には、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令（平成21年政令第23号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）が公布され、また、平成21年2月24日には、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「施行規則」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成21年国土交通省告示第208号）及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示209号）が公布されたところである。長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令に基づき、法の施行期日

は、平成 21 年 6 月 4 日とされているが、所管行政庁におかれては、その円滑な施行に向けて、特に下記に留意して、所要の準備を進められるようお願いする。

また、貴職におかれては、管内の所管行政庁に対しても、この旨周知いただくよう、お願いする。

記

(中略)

8. 構造計算適合性判定について

法第 6 条第 5 項の規定により認定を受けた長期優良住宅建築等計画については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付があったものとみなされるため、建築確認の手続の一環としての構造計算適合性判定についても不要となるが、長期優良住宅建築等計画の認定の申請を受けた所管行政庁においては、建築基準法において構造計算適合性判定制度が導入された趣旨にかんがみ、認定のための審査に加え、構造計算適合性判定に準じた審査を行うなど適格な運用を図られたい。